

No.	頁	項目番号					項目	質問内容	回答
1	8	1	1	5	5		他工事との取合い等	中央棟解体工事が令和7年9月30日まで、東棟・北棟解体工事が令和10年6月30日までとなっていますが、解体工事が延びた場合、本件工事の工期も延長していただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	28	1	2	7	6	(3)	悪臭及び揮発性有機化合物(VOC)対策	「光触媒による脱臭及びVOCの除去を取り入れること。」とありますが、光触媒のみではVOCの一部物質が下がらない傾向があるため、VOC対策については光触媒に限定せず、活性炭等の併用もお認め頂けないでしょうか。	本仕様は光触媒のみによる脱臭を指定するものではありません。従って、活性炭等との併用による脱臭方式をご提案ください。
3	33	2	1	3	3	3.1	工事作業時間	原則として、午前8時から午後5時までとなっていますが、作業時間の延長をお認めいただけませんか。	地元の皆様のご理解が必要ですので、工事着手前にご相談ください。
4	39	2	1	9	3	(2)	災害廃棄物保管スペース	「災害廃棄物を屋内に保管できるスペース」とありますが、要求水準書P.71に記載の「悪臭や粉塵の飛散などの対策を施すこと」を前提に、災害廃棄物保管スペースを、開放感のある広場としても使用可能なピロティ(壁無し)形式とすることを提案してもよろしいでしょうか。	災害廃棄物を積み上げること並びに災害廃棄物の搬入・保管・什器による処理等を全て建物内で行うことが出来ないことから、不可とします。
5	70	2	2	3	1	1.2	プラットホーム	「研修室から直接プラットホームエリアの高所等へアクセス可能な歩廊を設けること」とありますが、安全性に配慮し、かつ専用エリアを設けることを前提として、プラットホーム高所ではなく直接プラットホーム階へ降りて見学することも提案してよろしいでしょうか。	見学者及び作業員の安全の確保及び直接プラットホーム階に見学者が降りられることを前提に見学に使用するスペースを除き、プラットホームの有効幅員が要求水準である15m以上確保できれば可とします。
6	90	2	3	1	1	1.7	地下埋設物	地下埋設物が発見された場合、費用は組合が負担するとなっていますが、工期も延長していただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	90	2	3	1	2	2.2	車両動線計画	「本施設の外周は原則として左回り(反時計回り)とする。」とありますが、誘導員の配置や道路幅員の拡大等の配慮により安全を確保できることを前提に、一部時計回りとなる箇所が生じることをお認め頂けないでしょうか。	台数の多いごみ収集車両については不可とします。有価物等の搬出車両や見学車両については、安全の確保を前提に可とします。
8	92	2	3	1	2	2.4.1	見学施設	「(3)…男女各30便槽程度…」とありますが、「SHASE-S206-2019技術要項・同解説(空調調和・衛生工学会著)「衛生器具の設置個数の決定」」を準用し、最も同時使用が想定される学校用途のサービスレベル1(同基準で待ち時間が最も短いサービスレベル)として男女各240人想定数の器具数を最低限として余裕をもって、男子トイレ：小便器15台、大便器5台、手洗い器6台、女子トイレ：大便器20台、手洗い器6台とさせて頂けないでしょうか。	要求水準が「程度」となっているため、失格にはなりません、非価格要素審査における評価は低くなります。
9	92	2	3	1	2	2.4.1	見学施設	「(9)見学者用エレベーターは…そのうち1基以上は、1クラス単位(46人程度)」とありますが、見学者は小学生を想定した場合、1クラス単位(46人)対応のエレベータとしては、12歳の平均体重の近似値である41kg×43名+引率者体重65kg(建築基準法における一人当たりの体重)×3名の合計46名として1,968kg以上と考えます。余裕を見て2,500kg仕様とすることで1クラス単位の昇降に十分対応可能と考えます。3,000kg仕様(大人46人仕様)とした場合、大型仕様のため昇降速度が42m/minとなりますが、2,500kg仕様とした場合昇降速度が60m/minとなるため、運用上の利便性も考慮し見学者用エレベーターは2,500kg仕様とさせて頂けないでしょうか。	要求水準が「程度」となっているため、失格にはなりません、非価格要素審査における評価は低くなります。
10	149	3	2	2	2	2.1	試運転期間中の運転教育	「運転支援事業者は、維持管理・運転支援業務開始前までに、本施設のプラント設備、土木建築設備に関する日常(日常点検、週間点検、月例点検)及び定期的な点検リストを作成し、運転事業者へ教育を行わなければならない。」とあります。一方で、同ページの「2.1点検整備業務」において「運転支援事業者は維持管理計画に基づき定期点検及び整備を行い」とあります。本施設のプラント設備・土木建築設備の日常点検、週間点検、月例点検は、運転支援事業者が教育を十分に行い、点検リストを作成することを前提に、運転事業者が実施するものと理解してよろしいでしょうか。	運転支援事業者は、点検リストを作成するとともに、試運転期間中、運転事業者に対して本施設のプラント設備・土木建築設備の日常点検、週間点検、月例点検の教育を行ってください。本稼働後は、プラント設備の日常点検、週間点検、月例点検は、運転事業者が実施することとし、法定点検、定期点検等は運転支援事業者が実施することとします。また、運転事業者が実施する土木建築設備の点検範囲については、協議によることとします。
11	152	3	2	3	3		表53 補修・更新・調達及びその費用の負担主体の範囲	要求水準書P.66に記載の通り、脱臭装置は24時間稼働をご指定されており、脱臭用として使用する活性炭は日常的に使用する「用役」に該当すると考えます。「用役費は当組合等で費用負担を行う」とあるため、脱臭装置用の活性炭については、発注者負担と考えてよろしいでしょうか。	脱臭装置として使用する活性炭は、他用役と異なり、使用する人によって使用量が増減するものではないことから、運転支援事業者の費用と責にて調達することとします。
12	153	3	2	3	4		建築物等の保全業務	「運転支援事業者は、土木建築設備(施設の照明・採光設備・給排水衛生設備・空調設備等)の点検を定期的に行い、適切な修理、交換等を行うこと。」とあります。運転支援事業者が教育を十分に行い、点検リストを作成することを前提に、土木建築設備に関して、空調のフィルター清掃や換気設備の給脂、放水銃・火災報知器の動作確認などの簡易的な点検は運転事業者が実施するものと考えてよろしいでしょうか。	N. 10のとおり、運転事業者が実施する土木建築設備の点検範囲については、協議によることとします。
13	153	3	2	3	4		建築物等の保全業務	「運営期間中において、壁紙の張替え、外壁塗装及び屋上防水工事を1回以上実施すること。」とありますが、更新範囲については汚損や漏水の状況に応じて、発注者側と協議の上決定するものと考えてよろしいでしょうか。	運営期間中に1回以上行うこととしますが、時期や範囲については、協議によることとします。
14	159	3	2	8	1		清掃	「運転支援事業者は、施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。」とあります。運転支援事業者が行う清掃の範囲は、セキュリティ上の観点から見学者設備及び運転支援事業者事務所、廊下などの共用部分とさせて頂き、貴組合事務所、運転事業者事務所や食堂などの運転事業者が使用するエリアおよびプラント諸室は運転支援事業者による清掃範囲外と考えてよろしいでしょうか。	プラント諸室の清掃については、運転事業者が実施することとします。他は、原則、運転支援事業者の範囲としますが、運転事業者に係る部分については、運転事業者が不要と判断した場合はこの限りではありません。
15	159	3	2	8	3		産業廃棄物の管理	「運転支援事業者は、本施設から発生する廃油等の産業廃棄物を適切に管理・処分すること。」とあります。運転支援事業者が管理・処分する産業廃棄物とは、施設の運転支援業務及び維持管理業務に伴って発生する廃棄物が対象と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	160	3	3	2			雲梯管理状況のモニタリング	モニタリングの結果によって、業務委託料が減額されることがあるのでしょうか。	モニタリングの結果により、業務委託料が減額されることはありませんが、運転支援事業者の責により、本施設での処理が困難となった場合には、協議のうえ処理経費を負担していただくことがあります。